

(居宅介護支援)

重要事項説明書

事業所名 パプリカケアプランセンター名古屋港

居宅介護支援重要事項説明書

1 担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)

氏名	坂本 依子
----	-------

2 事業者(法人)の概要

事業者(法人)名	株式会社AHP
所在地	愛知県大府市江端 3-143 MAPビル J203
連絡先	0562-85-2195
代表者名	堀田 慧

3 居宅介護支援事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名	パブリカケアプランセンター名古屋港
所在地	愛知県名古屋市港区名港一丁目8番9号 丸二総合ビル 2階北号室
連絡先	TEL:052-746-7885 FAX:052-746-7886
事業所番号	2371103181
管理者名	坂本 依子

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	9時00分から18時00分

※土・日曜・祝日・年末年始(12/29~1/3)は休み

(3) 職員体制

従業者の職種	人数	常勤・非常勤	備考
管理者	1人	0人	
介護支援専門員	1人以上	0人	
事務職員	0人	0人	

(4) サービスを提供する実施地域

サービスを提供する実施地域 名古屋市港区

実施地域を超えた地点から片道1キロメートルあたり50円を徴収する。

費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明をした上で、支払の同意を文書で得ます。

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

4 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社 AHP が開設するパブリカケアプランセンター名古屋港（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運首を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員（主任介護支援専門員を含む。以下同じ。）が、要介護状態にある方に対し、適正な事業を提供することを目的とする。
運営の方針	1 事業の提供に当たっては、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとする。 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の事業者等に不当にすることのないよう、公正中立に行うものとする。 4 事業の運営に当たっては、市町村、いきいき支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設、特定相談支援事業者等との連携に努めるものとする。

5 居宅介護支援の内容

居宅介護支援では、自宅で生活する利用者が介護サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要介護者の希望等を考慮し、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。また、必要に応じて介護施設等の紹介も行います。

ケアマネジャーが行う、居宅介護支援の具体的な内容等は、以下のとおりです。

(1) 居宅介護支援の内容

アセスメント	利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。課題分析方式は当社独自方式。
サービス調整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。
ケアプラン作成	介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します。
サービス担当者会議	介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容等

モニタリング	について話し合います。 少なくとも1月に1回は利用者と面接を行い、利用者の心身の状態やケアプランの利用状況等について確認します。
給付管理	ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
要介護認定の申請に係る援助	利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。
介護保険施設等の紹介	利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等に関する情報を提供します。

(2) テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施

テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施方法及びメリット、デメリットは以下のとおりです。

説明
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状態が安定していることを前提として実施します。 ・実施にあたっては、主治医及びサービス事業者等の合意を得ます。 ・2月に1回は利用者の居宅を訪問して面接を行います。 ・移動が不要であるため、ケアマネジャーとの日程調整が容易になります。 ・訪問者を自宅に迎え入れないため、利用者の心理的負担が軽減されます。 ・感染症が流行している状況でも、非接触での面接が可能になります。 ・利用者の健康状態や住環境等については、画面越しでは確認が難しいことから、サービス事業所の担当者から情報提供を受けます。

(3) 居宅介護支援の業務範囲外の内容

ケアマネジャーは、ケアプランの作成やサービスの調整等を行いますが、下記に示すような内容は業務範囲外となります。これらのご要望に対しては、必要に応じて他の専門職等を紹介いたします。

居宅介護支援の業務範囲外の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 救急車への同乗 ● 入退院時の手続きや生活用品調達等の支援 ● 家事の代行業務 ● 直接の身体介護 ● 金銭管理
-----------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

6 利用料金

要介護または要支援の認定を受けた方は、介護保険からの全額給付により自己負担は発生しません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができない場合、1ヶ月につき要介護度に応じた下記の金額をいただき、事業所からサービス提供証明書を発行します。後日、サ

一ビス提供証明書を保険者の窓口に提出すると、全額が払い戻されます。

(1) 居宅介護支援費(Ⅰ)(地域区分 1 単位:11.05 円)

取扱い件数区分	料金(単位数)	
	要介護1・2	要介護3～5
居宅介護支援(ⅰ) ※介護支援専門員1人あたりの利用者45件未満	12,000 円/月 (1,086 単位)	15,591 円/月 (1,411 単位)
居宅介護支援(ⅱ) ※介護支援専門員1人あたりの利用者45件以上60件未満	6,011 円/月 (544 単位)	7,779 円/月 (704 単位)
居宅介護支援(ⅲ) ※介護支援専門員1人あたりの利用者60件以上	3,602 円/月 (326 単位)	4,663 円/月 (422 単位)

(2) 加算

加算名称	料金(単位数)
初回加算	3,315 円/月 (300 単位)
入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,762 円/月 (250 単位)
入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,210 円/月 (200 単位)
退院・退所加算 ※カンファレンス参加無	連携1回 4,972 円/回 (450 単位)
	連携2回 6,630 円/回 (600 単位)
退院・退所加算 ※カンファレンス参加有	連携1回 6,630 円/回 (600 単位)
	連携2回 8,287 円/回 (750 単位)
	連携3回 9,945 円/回 (900 単位)
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,210 円/回 (200 単位)
通院時情報連携加算	552 円/回 (50 単位)
ターミナルケアマネジメント加算	4,420 円/月 (400 単位)
特定事業所加算(Ⅰ)	5,734 円/月 (519 単位)
特定事業所加算(Ⅱ)	4,652 円/月 (421 単位)
特定事業所加算(Ⅲ)	3,569 円/月

	(323 単位)
特定事業所加算(A)	1,259 円/月 (114 単位)
特別地域居宅介護支援加算	所定単位数の 15%
中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%

(3) 減算

減算名称	料金(単位数)
運営基準減算	所定単位数の 50%で算定
特定事業所集中減算	1 月につき 200 単位を減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算

(4) その他

交通費	サービスを提供する実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、ケアマネジャーがお訪ねするための交通費の実費が必要です。
解約料	解約料は一切かかりません。

7 相談・苦情の窓口

居宅介護支援に関する相談、苦情等は担当ケアマネジャー又は下記窓口までご連絡ください。

(1) 事業所の相談窓口

相談・苦情の担当者	坂本 依子
連絡先	TEL:052-746-7885 FAX:052-746-7886
苦情の受付日	月曜日から金曜日 ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
受付時間	9:00~18:00

(2) その他の相談窓口

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課	052-959-3087
愛知県国民健康保険団体連合会	052-971-4165

8 秘密保持

事業者およびケアマネジャーは、居宅介護支援の提供に際し知り得た利用者やその家族の個人情報および秘密について、正当な理由がない限り第三者に漏らすことはありません。この守秘義務は契約終了後も継続します。

個人情報の使用目的や内容については、「居宅介護支援契約における個人情報使用同意書」に記載された範囲内で取り扱い、利用者およびその家族の同意を得た上で、必要最小限の範囲で使用します。

9 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10 医療との連携

居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入院した場合には、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝えください（お渡しした名刺等をご提示ください）。

訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

11 公正中立なケアマネジメントの確保

複数事業所の説明等	利用者は、ケアプランに位置付ける介護サービス事業所等について、複数の事業所の紹介や、その選定理由について事業者に求めることができます。
前6カ月間のケアプランにおける訪問介護等の利用割合	事業所が前6ヶ月間に作成したケアプランにおける「訪問介護」「通所介護」「地域密着通所介護」「福祉用具貸与」の利用割合等は、別途資料のとおりです。

12 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者 坂本依子

13 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

14 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- (4) 専任担当者の配置

感染症防止に関する担当者 坂本 依子

15 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

16 研修について

事業者は従業員の資的向上を図るため、採用時(採用 3 カ月以内)及び年 2 回以上(外部研修参加も含む)研修の機会を設けるものとし、業務体制の整備に努力します。